

## 「国際情勢と日本」

前駐米大使／外務省顧問

杉山 晋輔

本日は「国際情勢と日本」というテーマですが、ウクライナをめぐる情勢と我が国の安全保障戦略の2点に絞ってお話させていただきます。

まず、ロシアが古典的な戦闘行動で隣国ウクライナへ侵略を始めたことは、必ずしも多くの人が想像したことではありませんでした。いま様々な分析がなされていますが、私なりにロシアのウクライナ侵略とは何だったのかということ、少し歴史的な背景も考えながら紐解いてみたいと思います。

第一次世界大戦終結した1919年パリ講和会議において、集団安全保障システムとして国際連盟が作られました。しかしその国際連盟では第二次世界大戦を止めることができず、数千万人の方が犠牲になりました。大戦末期の1944年10月にワシントン郊外のダンバートン・オークスに連合国の主たる関係者が集まり、大戦後の普遍的な集団安全保障システムとして「国際連合」をどのように作るかが協議され、国際連合憲章の草案12章ができます。まだドイツが降伏する前、日本は大変な時を迎えていた時です。この会合で、国際平和と安全の維持回復の責任を安全保障理事会に負わせ、非軍事的制裁だけでなく軍事的制裁行動の権限まで与えることになりました。安全保障理事会は当時11ヶ国が理事国でしたが、現在は15カ国となり、その決定は9カ国の賛成があれば全会一致でなくても全加盟国が拘束されます。そもそも主権国家が併存している国際社会において、その決定へ参画していない人を法的に拘束する制度を作るという極めて特殊なものです。国際連合憲章に署名した段階で、その主権国家は安全保障理事会の決定に従うことを約束するわけです。しかしこの評決をどのように行うか、端的に言えば常任理事国5カ国の拒否権をどこまで認めるかについて折り合いがつきませんでした。これについて1945年、主たる連合3国の指導者、アメリカのルーズベルト大統領、イギリスのチャーチル首相、ソ連がスターリンで

すが、ウクライナの保養地ヤルタに集まり協議しました。常任理事国にはあとフランスと中国を入れていますが、フランスはドイツにやられた形であり、中国は内戦中でヤルタには呼ばれていません。この協議で、「どんな場合でも5大国は拒否権を持つ、そうでなければ自分はいらない」と言ったのがソ連のスターリンでした。これに対して「それはおかしい」と言ったのがイギリスのチャーチルだったそうです。チャーチルはスターリンに向かって「もしあなたが侵略者になり、そのことを安全保障理事会が認定してあなたへ制裁行動をしようとする時に、もし侵略者であるあなたが拒否権を持つ制度というのは、あなたが裁判官、弁護士、陪審員を兼ねるような法制度でありありえない」と言ったという記録が残っています。それに対してスターリンは、「あなたの言うことは綺麗ごとである。私はあなたの言うようなことが規定されるのならば、断固として戦後の国際連合には入らない。」と明言し、それに慌てたルーズベルトが、チャーチルを宥めて強制行動を取る軍事的な制裁措置を取る時には5大国の拒否権を認めざるを得ないということで今の制度が出来上がったそうです。ルーズベルトは1919年に国際連盟を提唱したウィルソン大統領の末裔で、国際連盟が失敗したのは自分たちが作ろうとしたものへ上院の反対で入れなかったこと、つまり主要国が入らない国際組織を作っても機能せず終わると考えていました。戦後体制において米ソ冷戦が見通されるなか、片方の雄であるソ連が入らない国際組織を作っても意味がなく、ここは妥協しなければいけないと考えたのでした。したがって、昨年2月24日に常任理事国の一つのロシアがウクライナへ侵略をしたことは、1945年の議論で既にこういうことが起こると国連の集団的安全保障は機能しないと危惧されていたのでした。恐れていた通り、ロシアはその後拒否権を乱発することで、ウクライナ問題について安全保障理事会は有効な決定をすることができず今日まで至っています。冷

戦後、5大国が協調すれば国連安全保障理事会によって強制行動が取れるとして、昔の湾岸戦争がそれに当てはまりません。しかしあからさまな武力侵略をすれば、安全保障理事会を中心とする国連の集団的安全保障は機能しないので、ある程度5大国、特に米ソは謙抑的な対応をしてきました。もちろん、アメリカのグレナダ侵攻、パナマ侵攻、ベトナム戦争や、ソ連もアフガニスタン侵略の事例などおきましたが、冷戦が終わり国際協調へ向かっていた中で、常任理事国の一つがこれほどあからさまな侵略をやるということは、当初から想定されていなかったことではないといえ、国際社会が衝撃を禁じ得ないと感じて不思議ではない出来事でした。

何故このようなことになってしまったかを、これも少し歴史を振り返り考えたいと思います。プーチン大統領がおこなったこの侵略を擁護するつもりは全くありませんが、いま一度頭を整理するためにプーチン大統領の立場で考えてみると、理解できなくはない部分があります。国連の集団的安全保障体制により世界の平和と安全の維持回復を図ることになり、それまでの同盟体制に基づく力の均衡による平和は危ないから止めようとなったにもかかわらず、現実には米ソ冷戦が起こり、朝鮮半島では朝鮮動乱が起こります。実は1949年4月の朝鮮動乱が始まる前ですが、米英仏を中心とした西側諸国が集まり、NATOをベルギーのブリュッセルに設立します。これに対応してソ連を中心とする東側諸国は1955年5月にワルシャワ条約機構を設立して対峙します。従って、集団的安全保障の機能を国連憲章で規定しながら、実際はヨーロッパ方面を中心としたNATO12カ国とワルシャワ条約国8カ国の、米ソを盟主とした軍事同盟の均衡で世界の平和を維持する体制が再構築されたのです。その後冷戦が終わってソ連が崩壊した1991年7月ワルシャワ条約機構は実態を失い解散します。相手側の軍事同盟が無くなったのでNATOも解散したかという、そうはなりません。発足時12カ国だった加盟国はトルコなどの加盟で16カ国になっていましたが、93年にチェコ、ポーランド、ハンガリーが加盟するなど東欧諸国がほぼこぞってNATOに入る事が起こりました。現在加盟国は30カ国まで拡大しています。ロシアから見れば、それまで自分たちの一部を構成していたようなバルト三国までもNATOへ入ってしまい、ウクライナとベラルーシぐらいしか残っていない。ロシアはキエフ公国から始まったと歴史では習いましたが、ウクライナをプーチ

ン大統領は何度も兄弟国と言い、要するに自分たちの子分みたいなものと捉えていた。人口が4,000万ぐらいいり豊穡な国土を持つウクライナまでNATOに持っていかれると、本当に地続きで西側の軍隊が入ってくることになり自分たちの安全保障にとってはたまらない。なぜワルシャワ条約機構が無くなったのにNATOがここまで進出してくるのだと強く反発した。そこへゼレンスキー大統領が出てきて、従前の親ロシア的政策を放棄して西側諸国の一員に加わりたいという政策を取ったため、このままではダメだと危機感を持った。NATOを元の16まで戻せと主張しつつ加盟国を戻すことは無理にしても、ベラルーシは自分たちの陣営に確保してウクライナをNATOに入れるのをやめろと言い、聞き入れなかったのが自分たちが安全保障を維持するために手元に置くと行って開始したのが、2月24日の軍事侵略でした。これは2014年3月18日住民投票と称してウクライナの一部クリミア半島をロシアが一方的に併合するところから始まりました。当時も東部2州に対する武力侵攻がありましたが、これをきっかけとして、言うことを聞かないウクライナに対して本格的な戦闘行動を開始したのが今年の2月24日だったということです。

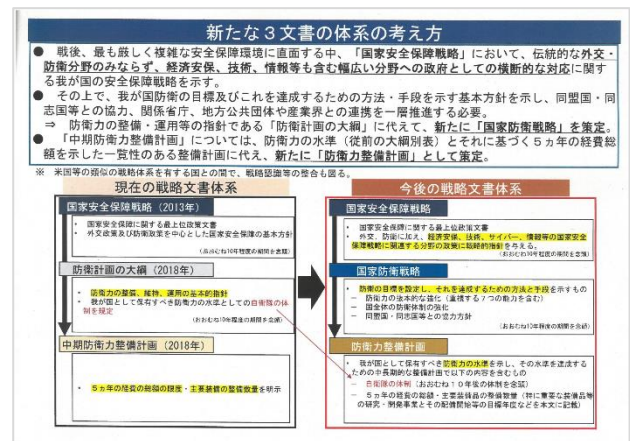
このように考えると、プーチン大統領の言い分も理解ができる場所があると思われがちですが、私はそれを言いたかったわけではありません。どんな理屈があっても、人を殺して侵略することは絶対に容認できません。確かにプーチン大統領がいろいろなこと言い、西側諸国がそれに対して言うことを聞かなかったことがあるかもしれませんが、だからといって人を殺して武力侵略することは許されません。ワルシャワ条約機構が無くなったにもかかわらず、何故NATOは東方に拡大していったのか。これは西側諸国がブリュッセルに集まった時に、東欧諸国に対して「入ってくれ」と頼んだのではなく、1993年3月に入ったチェコ、ハンガリー、ポーランドにしても、全て東欧諸国側のほうから、ソ連共産党の圧政から逃れて自由な西側の世界に入りたい、自由貿易体制に入り経済的、社会的な自由を味わいたいとして頼んできたのです。振り返って見ると、NATO側もこれらの要望を聞き入れて大きくなると、生活水準や経済力の格差がある中で防衛もしなければならず、面倒を見られるかという議論がされており、NATOの原加盟国の多くは、東欧諸国の加盟に対して決して積極的ではなかったのです。繰り返しになりますが、ソ連共産党の圧政から逃れたいか

ら西側に入りたいと言うことでこうなったわけであり、原因は西側ではなくかつてのソ連にあったということです。またそのように西側諸国も考えたのだと思います。おそらくゼレンスキー大統領やウクライナの多くの国民も、それまで親口派と親西欧派に分かれているという見方そのものに対して、ロシア自身が自分たちを見下しているということが許せない。ましてや侵略され何十万という人が死んでいるわけですから、こんな国とはとても一緒にやれないとして、ロシア離れが加速してしまったのが現実かと思います。

ただ一言触れておきたいこととして、何故そうなることが分かっていたのに NATO が拡大だけしてロシアを入れた全欧の安全保障システムを有効に作らなかったのか。OSCE(欧州安全保障協力機構)や CSTO(CIS 集団安全保障条約機構)などのシステムは作りましたが、NATO のような有効な軍事行動をするシステムは必ずしも作らなかったのです。1993 年宮沢元総理が東京サミットを開催した際に、日本は G7 を G8 にしてロシアを入れることへ反対していました。北方領土があったからですが、結局 1998 年のバーミンガムサミットで G7 から G8 になります。2014 年のウクライナの一方的な併合をきっかけに、また G8 から G7 に戻るわけですが、日本はそういう中でもう少シアメリカを含めた西側諸国にロシアを包含した安全保障システムを作るべきだということを提案できなかったのか。そういうことを考えることができなかったことについて、個人的な反省は確かに持っています。しかし歴史は過ぎてしまいましたので、これからどうするかを考えなければいけない。まだまだ解決の糸口が見えないウクライナ問題について、我々は G7 を中心に結束して支援をしていかなければいけないと思います。

話を二つ目に移します。このようなヨーロッパで起こっている実際の戦闘殺戮は決して対岸の火事ではない。もしロシアあるいはそれ以外の常任理事国、もしくはそれ以外の国が軍事行動に出たとき、我が国の平和と安全が必ずしも十全に確保できていないことが昨今強く感じられることになったと思います。日本の安全を維持するには、今まで以上の防衛力の整備が必要であり、防衛力の整備をするための予算措置も、あるいはそれをバックアップする税も必要になります。単なる防衛力の整備だけでなく、国家安全保障について大きな戦略を描かなければならないとして昨年 12 月 16 日に閣議決定された防衛 3 文書の冒頭が、国家安全保障戦略です。実はこの文書は

2013 年にできた国家安全保障戦略の改定です。



2013 年の国家安全保障戦略は、それまで国防大綱や閣議決定などいくつかありましたが、包括的な文書として初めて策定されたものです。このあと、2015 年 NSC と呼ばれる国家安全保障会議が設置されます。いまや NSC 無くして日本の安全保障は考えられないものです。今回の国家安全保障戦略の改定では、2013 年当時無かった自由で開かれたインド太平洋の概念が入り、中国・北朝鮮・ロシア・日米同盟への考え方、気候変動等地球規模の課題、人と人との繋がり、Women's Empowerment なども明記されるなど、幅広い外交防衛政策が包括的かつ統一的に示された国家安全保障戦略となりました。ということで、この文書は防衛力の整備だけが謳われているわけではありません。大事な点として、その防衛力を整備するためには、日本の領域内だけではなく、日本の領域外(相手国の領域)で日本への武力攻撃が発生したとき、これに対する反撃力を持たないと日本の防衛は十全に果たし得ないという考え方を導入したことです。少し専門的になるかもしれませんが、この国家安全保障戦略、あるいは採択直後の岸田総理の記者会見でも明らかにされたように、今回防衛力整備をしようとする内容は、戦後の日本が営々と築いてきた、「決して二度と他国に脅威を与えるような軍事大国にはならない」「日本の防衛戦略は頑として専守防衛に徹する」「非核三原則は、これを堅持する」といった大きな方向性を変えるものではありません。ただこれまででは、日本が武力攻撃をされた時は反撃して日本を守る、あるいはそれを抑止するという表現にとどまり、実際の防衛力への踏み込みが極めて不十分でした。例えば敵地攻撃という言葉は使わず反撃力という言葉を使うことになりましたが、攻めてくる相手の領域からミサイルが発射されたとき、

これを相手の領域内で打ち落とさないと領域防衛できない。相手のミサイルが日本領域内に入り被害が発生してから個別の自衛権を使うのでは、我が国の防衛はできない。この部分を改めなければならないというのが今回の反撃力です。この反撃力とは、相手が攻撃してくる可能性がある、あるいは攻撃する予兆がある時に先制して攻撃することを言っていない。相手が確実にミサイルを打ち、領域にまで飛んできていないが確実に飛んでくる。この時に戦わなければ被害が発生するので、被害を防ぐための攻撃は当然自衛権の範囲内であり、武力攻撃に対する反撃範囲内であるという考え方です。この反撃力の整備は専守防衛の範囲内であることを、総理は何度も説明されておられます。よって戦後の防衛整備、防衛政策、日本の安全保障政策を大きく変えるわけではないのですが、理解が難しいところかもしれません。武力攻撃が発生するときに我が国を防衛する、武力攻撃が発生していないとき我が国は決して武力を使いませんという部分は変わっていません。武力行為が発生したときにその防衛力をどこで使うかということにおいて、我が国の領域内に来る前に相手を叩かないと我が国の防衛はできないということで、今回防衛力を整備した。その意味においては、大きな転換であったということでしょうか。しかし、今までこういった防衛力を持つことを日本は考えてきませんでしたから、そういう意味で大きな進化とは言えるのですが、これをもとにして国会でも大きな議論になると思います。これは政府が何度も何度も議論して考えてきたものであり、予算措置は国会の承認が必要ですので、今まさに議論の緒についた段階だろうと思います。このような考え方をもとにして、岸田総理は G7 の主要国を訪問され、最後 1 月 13 日ワシントンで日米首脳会談を行いました。この日米首脳会談の結果は 13 日採択された日米共同声明で明らかになりました。この日米共同声明、国家安全保障戦略もそうですが、いわゆる自由で開かれたインド太平洋 (Free and Open Indo-Pacific: FOIP) の考え方が最初に書いてあります。これは 2006 ~ 2007 年頃から安倍元総理が言い出されたものですが、政府が正式に発表したのが 2014 年ケニアで行われた TICAD、アフリカ開発会議であり、申し上げたように 2013 年採択された前回の国家安全保障戦略には出ていません。

#### 日米共同声明 (仮訳)

ジョセフ・バイデン米国大統領と岸田文雄日本国内閣総理大臣は、我々の同盟、インド太平洋及び世界にとって歴史的瞬間に会談を行う。今日の我々の協力は、自由で開かれたインド太平洋と平和で繁栄した世界という共通のビジョンに根ざし、法の支配を含む我々の共通の価値に導かれた、前例のないものである。同時に、インド太平洋は、中国によるルールに基づく国際秩序と整合しない行動から北朝鮮による挑発行為に至るまで、増大する挑戦に直面している。一方、欧州では、ロシアがウクライナに対して不当かつ残虐な侵略戦争を継続してきている。我々は、世界のいかなる場所においても、あらゆる力又は威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対する。こうした状況を総合すると、米国及び日本には、引き続き単独及び共同での能力を強化することが求められている。そのため、バイデン大統領は、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略、及び防衛力整備計画に示されているような、防衛力を抜本的に強化するとともに外交的取組を強化すると日本の果敢なリーダーシップを賞賛した。日本によるこれらの取組は、インド太平洋及び国際社会全体の安全保障を強化し、21 世紀に向けて日米関係を現代化するものとなる。

我々の安全保障同盟はかつてなく強固なものとなっている。両首脳は、日米同盟がインド太平洋の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを改めて確認した。バイデン大統領は、核を含むあらゆる能力を用いた、日米安全保障条約第 5 条の下での、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを改めて表明した。バイデン大統領はまた、同条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。日米安全保障協議委員会 (「2+2」) において、日米の外務・防衛担当僚は、日米同盟の現代化に向けて我々が成し遂げた比類なき進展を強調した。我々は、サイバー及び宇宙の領域におけるものを含め、新しく発生している脅威に対処するため、共同の戦力態勢及び抑止力の方向性をすり合わせてきた。両首脳は、日本の反撃能力及びその他の能力の開発及び効果的な運用について協力を強化するよう、閣僚に指示した。我々は、国家安全保障に不可欠な重要・新興技術に関する協力を深化させてきた。我々は、国連安保理決議に従った朝鮮半島の完全な非核化へのコミットメントを改めて確認する。バイ

デン大統領は、拉致問題の即時解決への米国のコミットメントを改めて確認する。我々は、台湾に関する両国の基本的立場に変化はないことを強調し、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定を維持することの重要性を改めて強調する。我々は、兩岸問題の平和的解決を促す。我々はまた、我々が直面している課題が地域横断的であることを認識している。大西洋と太平洋を越えて結束し、我々は、ロシアのウクライナに対する不当かつ残虐な侵略戦争に断固として反対することで一致している。我々は、引き続きロシアに対する制裁を実施し、ウクライナに対する揺るぎない支援を提供していく。我々は、ロシアによるウクライナでのいかなる核兵器の使用も、人類に対する敵対行為であり、決して正当化され得ないことを明確に述べる。そして、我々は、ロシアによる重要インフラへの忌まわしい攻撃に直面しているウクライナを引き続き支援していく。

日米両国はまた、経済面でリーダーシップを発揮していくことを改めて確認する。民主主義的な二大経済大国として、我々は、日本の G7 議長国、米国のアジア太平洋経済協力 (APEC) 開催を通じて、国内外の繁栄を推進し、自由で公正でルールに基づく経済秩序を支えていく。両首脳は、G7 広島サミットにおける優先事項について議論し、法の支配に基づく国際秩序の堅持に対する G7 のコミットメントを示すため、サミットの成功に向けて引き続き緊密に連携していく。「日米競争力・強靱性 (コア) パートナーシップ」の下での取組を基に、我々は、日米経済政策協議委員会 (経済版「2+2」) 等を通じ、半導体等重要・新興技術の保護及び育成を含む経済安全保障、新たな二国間での宇宙枠組協定を含む宇宙、そして我々が最も高い不拡散の基準を維持しながら原子力エネルギー協力を深化させたグリーン・エネルギー及びエネルギー安全保障に関し、日米両国の優位性を一層確保していく。我々は、経済的威圧や非市場的政策及び慣行、自然災害等の脅威に対して、同志国間で我々の社会及びサプライチェーンの強靱性を構築し、気候危機に対処する地球規模の取組を加速させ、信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) を推進する。インド太平洋経済枠組み (IPEF) はこれらの目標達成の軸となる。包摂的な民主主義国家として、我々は、経済的繁栄を広く社会全体で享受することを確保するとともに、ジェンダー公平・平等及び女性のエンパワーメントの実現に改めてコミットする。グロ

ーバルには、ネット・ゼロへの持続可能な前進を促進し、グローバル課題によりよく対処するために国際開発金融機関を進化させ、債務救済を提供するための債権者の協調を改善するべく協働する。我々は、ロシアによる世界的なエネルギー・食料安全保障の毀損を含め、自らの経済力を用いて他者を利用する全ての主体を非難する。我々はまた、世界中の公衆衛生当局が感染拡大を抑制し、また新たな変異株の可能性を特定するための体制を整えられるよう、中国に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する十分かつ透明性の高い疫学的数据及びウイルスのゲノム配列データを報告するよう求める。

我々はまた、強固な二国間関係を基盤としながら、インド太平洋及び世界の利益のために、域内外の他の主体と協働していく。豪州及びインドと共に、我々は、日米豪印が、国際保健、サイバーセキュリティ、気候、重要・新興技術、海洋状況把握において成果を出すこと等により、地域に具体的な利益をもたらすことにコミットした善を推進する力であり続けることを確保する。我々は、引き続き、ASEAN 中心性・一体性及び「インド太平洋に関する ASEAN アウトロック」を支持していく。我々は、安全保障及びその他の分野における、日本、韓国、そして米国の間の重要な三国間協力の強化にコミットする。そして、我々は、「ブルー・パシフィックにおけるパートナー」を通じたものを含め、太平洋島嶼国との間で拡大しつつある連携をより強固なものにする。バイデン大統領は、日本が国連安全保障理事会の非常任理事国としての2年間の任期を開始し、1月に議長国を務めることに祝意を表した。我々は、最も緊密な同盟国及び友人として、言葉だけでなく行動を通じて、平和と繁栄を実現する決意を新たにし、2023年を共に歩み始める。まさにそれが時代の要請である。

これが日米共同声明です。冒頭に FOIP の考え方が出ており、次に安全保障同盟はかつてない強固なものでインド太平洋地域の安全保障における礎となるものだと強調され、核を含むあらゆる能力を用いた対日防衛義務のコミットメントがあり日米安全保障条約第5条の義務が再確認されています。ここに核を含むと書いたところが実は非常に重要な事です。核開発を公言してやまない北朝鮮がいますし、中国は何千発もの核弾頭を持ち、ロシアも2016年にカムチャッカ半島に最新鋭の原子力潜水艦基地、北方領土にSLBM(潜水艦発射弾道ミサイル)基地を作っています。このように我が国の近傍には、現実的な核兵器の脅威があります。その中で、日本は唯一の戦争被爆国として、決して核兵器を保有しない、核の無い世界を理解しなければなりません。それと同時に、現実起こっている核の問題に対して自国を防衛する為には、同盟国であるアメリカの核の拡大抑止、分かりやすい言葉で言えば核の傘を求めないと我が国の防衛はできないという非常に難しい立場に立たされています。そのことが今回の日米首脳会談後に発表された共同声明で明記されています。これ以外にも、反撃力を含む日本の新たな国家安全保障戦略をバイデン大統領が心から歓迎することや、ロシアのウクライナ侵略でプーチン大統領が核の威嚇を示唆することへ断固反対すること、経済版「2+2」(日米経済政策協議委員会)、ASEANの中心性・一体性、日米豪印のクワッド、日米韓協力の重要性なども書かれています。やはりこの共同声明に至る大きな源となった

のは、昨年暮れに閣議決定された防衛3文書、なかでも国家安全保障戦略の考え方であったことは間違いのないと思います。

最後に一言、本日の話しを纏めたいと思います。今年前半のハイライトは、広島で行われるG7サミット(5月17日～19日)だと思います。考えてみれば、岸田総理が外務大臣時代に広島で外相会合が開催され、「核軍縮と核廃絶に関する広島宣言」が採択されました。私は岸田総理(当時は外務大臣)を補佐し安倍元総理の指示を受けてこの文書の取り纏めに携りましたが、一つ明確にしておきたいこととして、先ほど申し上げたように、我が国の近傍には核兵器の問題がある。したがって我が国が核兵器保有国に断固ならない以上、同盟国の核の傘、核の拡大抑止を求めなければいけない。同時に広島から、前回は外相会議でしたが、今回はサミットで核のない世界を目指す、核兵器のない世界に対するコミットメントを求める。この2つ、つまり核廃絶を強く訴えることと、日本が同盟国に核の拡大抑止を求めることは、一見矛盾しているように聞こえますが、全然矛盾していません。我が国は唯一の戦争被爆国として、完全に核のない世界を求めていく。核兵器国に対しても核のない世界にコミットを求める。これは前述の広島宣言で達成したことです。しかし同時に、これにコミットしない人が残念ながら世の中にいます。これらの人に対して、我が国の平和と安全を確保するにはどうしても同盟国の核の傘・拡大抑止が必要なことを理解いただくことを願います。岸田総理はこれを「理想と現実」と呼ばれていますが、これは時系列ではなく両方やらなければいけません。堂々と核のない世界にコミットすることを米英仏の核兵器国に求めながら、同時に現実にある核問題について日本の安全保障を考えたときにG7として核の拡大抑止の必要性を明確に打ち出すこと、この2つを行わなければなりません。

この会議で大きな鍵となってくるのは、北朝鮮問題やロシアのウクライナ問題などもありますが、私はやはり中国とどう向き合うか、日本の対中政策をこれからどうするかだと思います。台湾問題もありますが、大陸中国とこれからどのように向き合い、核のない世界へコミットさせ、同時に経済面や人的交流面などあらゆる面での中国との対話を模索していくか。これがG7の文脈の中でも非常に大きな問題になってくると強く考えているということを申し上げて、講演を終わらせていただきます。

(以上)